

大口町告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、大口町まちづくり部まちづくり推進課において、一般の縦覧に供する。

令和4年7月26日

大口町長 鈴木雅博

尾張都市計画生産緑地地区

尾張都市計画生産緑地地区の変更（大口町決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約0.8ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、今回、同法第14条に基づく生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

生産緑地地区の変更理由書

1. 生産緑地とは

生産緑地は、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としています。

2. 生産緑地地区の指定要件

現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の要件を全て満たすもの。

- ① 公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。
- ② 面積が一団で500㎡(5畝)以上であること。
- ③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。

3. 生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区は、農地等として管理することが義務づけられているため、建築物などの建築や、土地の形質の変更等は、原則としてできません。

4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

- ① 買取の申出※があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転(相続その他の一般承継による移転を除く)が行われなかった場合。
- ② 公共施設等の敷地(用地)となった場合。
- ③ 土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合。
- ④ 地積更正で面積が変更した場合。
- ⑤ これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての指定要件を欠く場合。
- ⑥ 団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合。
- ⑦ 「2. 生産緑地地区の指定要件」を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合。

※ 買取の申出

生産緑地地区は、次の場合に限り市町村長に時価で買い取るよう申し出ることができる。

- 生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合。
- 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合。

5. 今回の都市計画変更の理由と内容

変更理由	除外(減)		指定(増)		合計	
	面積(m ²)	団地数	面積(m ²)	団地数	面積(m ²)	団地数
4-①	-780	-1			-780	-1
4-②						
4-③						
4-④						
4-⑤						
4-⑥						
4-⑦						
計	-780	-1			-780	-1

※1 変更の必要が生じた理由について「4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由」の中から適切なものを選択し、記入をする。

※2 除外(減)及び指定(増)は、参考図書の変更状況調書の除外(減)及び指定(増)に対応させること。

生産緑地地区構成筆一覽表

大口町決定

生産緑地地区構成筆一覧表

大口町決定

一団番号	一団を構成する筆	面積(m ²)
1	余野六丁目 235 番 余野六丁目 236 番	737
3	余野三丁目 438 番 余野三丁目 439 番 余野三丁目 446 番 余野三丁目 447 番 余野三丁目 448 番 余野三丁目 449 番	3,757
5	余野三丁目 155 番 余野三丁目 156 番 余野三丁目 157 番 余野三丁目 163 番	2,451
6	余野三丁目 175 番	703
8	余野六丁目 341 番	597
計		8,245